

議案第76号

狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

狭山市国民健康保険税条例（昭和29年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第19条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項及び第3項並びに第19条第1項の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和4年11月24日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

国民健康保険の安定した財政運営を図るため、国民健康保険税の賦課限度額を改定したいので、この案を提出するものである。